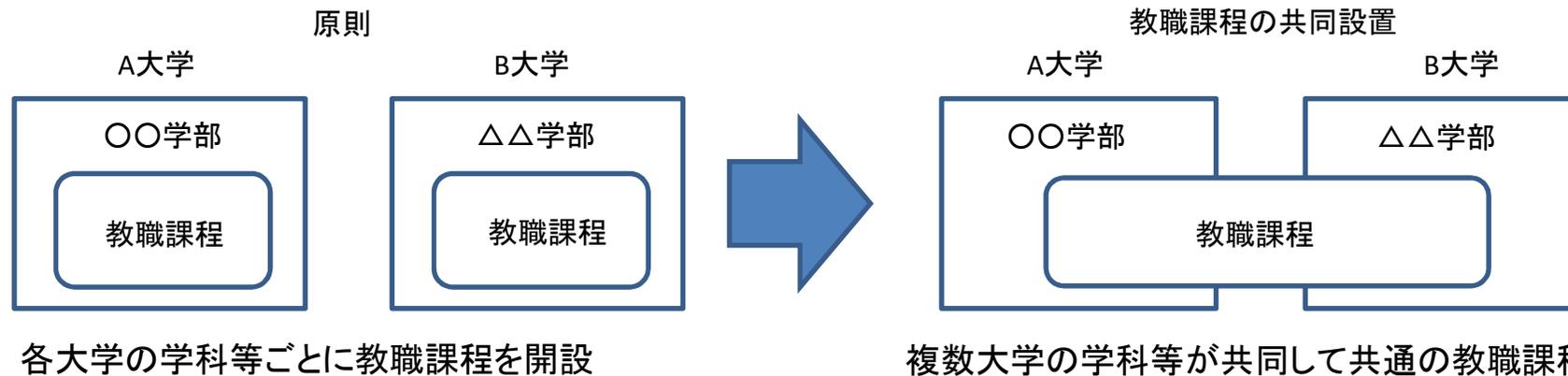


大学分科会において検討中の授業科目の共同開設制度を活用し、教職課程の実施に関する大学間の連携・協力の新たな仕組みとして、教職課程を共同設置する仕組みを創設してはどうか。



各大学の学科等ごとに教職課程を開設

複数大学の学科等が共同して共通の教職課程を設置

ただし、複数の大学の学科等で共同して教職課程を設置することに鑑み、例えば、次のような論点が考えられる。

1. 連携・協力による教員養成の質の向上を確保するために、共同の教職課程を構成する大学群が満たすべき要件 (例えば、少なくとも一つは教員養成を主たる目的とする学科等が含まれていること 等)
2. 学校種、教科の特性等を踏まえ、共同実施することが有効かつ適切と考えられる教職課程の範囲 (幼稚園、小学校、中学校・高等学校の各教科、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭)
3. 複数の大学にまたがって、教職課程に責任を有する体制を確保し、内部質保証を行うための仕組み
4. 各大学が強みとする科目を持ち寄って教職課程を充実させることを確保するために、各大学が最低限自ら開設すべき科目及び学生に修得させるべき必修科目
5. 各大学において教職課程に責任を有する教員を確保するために、各大学が最低限自ら配置すべき専任教員
6. 複数の学科等で構成されることを踏まえた教職課程認定審査の方法 (例えば、学科等の目的・性格と免許状との相当関係の審査方法 等)